

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、以下のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び宮城県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、本市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項及び市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、本編と資料編で構成し、本編の構成は、次のとおりとする。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、多賀城市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならないが、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と

平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、協力の要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

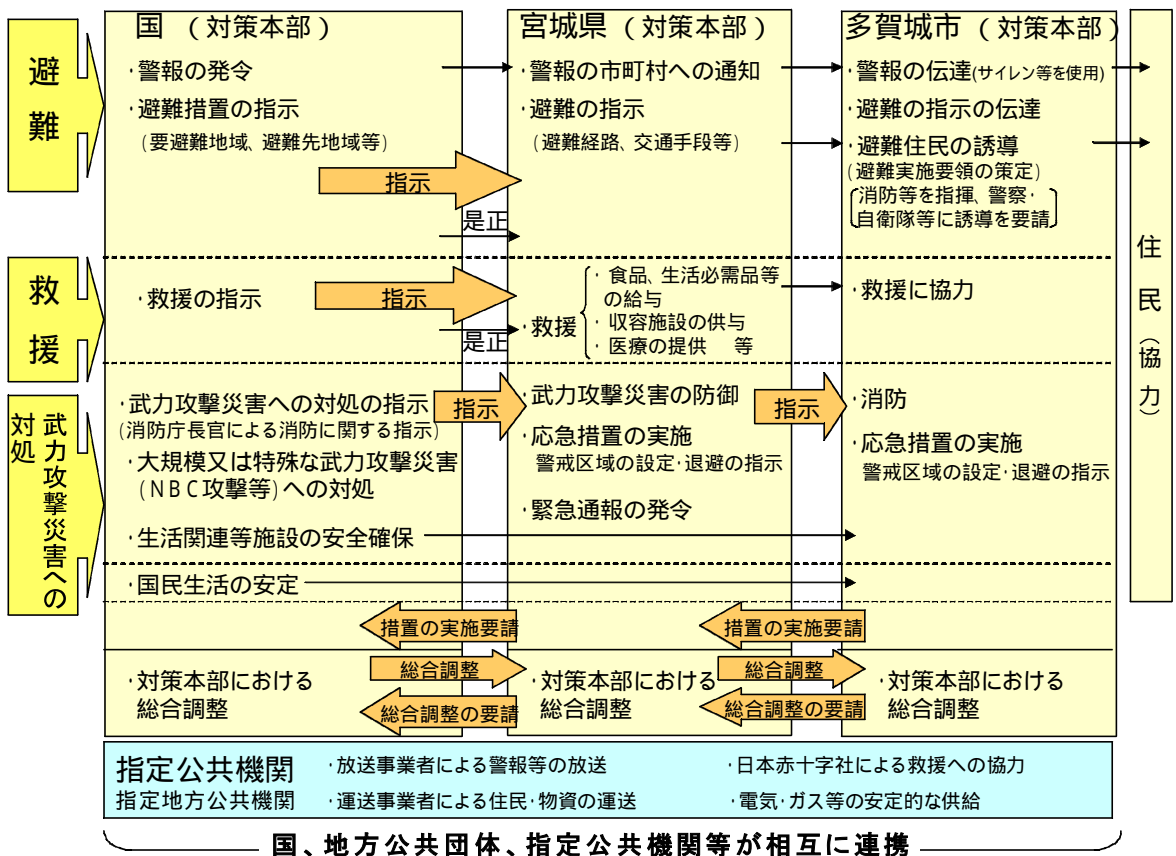
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置に関する基本的な仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
多賀城市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【資料 - 1 関係機関の事務又は業務の大綱】

【資料 - 2 関係機関の連絡先】

第4章 多賀城市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 位置及び地勢

本市は、宮城県中部の太平洋沿岸の東経141°00'28"、北緯38°17'27"（市役所地点）に位置し、東西7.8km、周囲29.9km、総面積19.65km²で、北は塩竈市及び利府町に、東は七ヶ浜町、西から南は仙台市にそれぞれ接している。

市域は概ね平坦地で、西及び東南に向かって平野が開け、仙台湾に面し工場地帯を形成している。東北部は丘陵性の高台で住宅地になっている。平野部は、七北田川及び砂押川によってつくられた沖積土壌で肥沃である。

2 地形

本市の地形は、西部に広がる平野の低地部と、砂押川左岸に分布する松島丘陵の丘陵地の二つに大別される。

平野の低地部では、七北田川・砂押川による沖積層が堆積し、自然堤防と氾濫平野を形成している。また、本市の北東半分を占める丘陵地は、平野部との標高差20～30mで緩やかな傾斜を示し、浸食による谷底平野や崖錘が小規模に分布し、丘陵縁辺には小規模な段丘が点在している。

3 河川及び湖沼

河川及び湖沼は、泉ヶ岳を水源とする七北田川が西南に沿って流れ仙台市蒲生海岸に注ぎ、砂押川が利府町入菅谷北部山間地を水源とし、本市の中心部を貫流して、砂押貞山運河と合流し仙台湾に注いでいる。

湖沼としては、本市、塩竈市、利府町の境界に加瀬沼があり、水深4m、面積0.21km²となっている。

4 気候

本市は、太平洋沿岸地域のため、海流の影響を受け、冬は比較的温暖である。平成15年～17年の過去3ヶ年間の年平均気温は12.4度、平均風速3.1m、平均湿度71.7%、平均降水量935mm、冬期間の降雨（雪）は比較的少ないが、北西の季節風が強く空気が乾燥し、火災を起こしやすい気象条件となっている。

5 人口

平成17年の国勢調査による人口は、62,745人で、前回調査の平成12年に比べて、1,288人、2.1%の増となっている。また、平成18年3月31日現在の人口及び世帯数は、

62,371人、23,568世帯であり、山地がなくほぼ全域が可住地といってよい地形であるため、人口密度は、3,174人/km²と高く、本県では、塩竈市に次いで二番目の高密度都市である。なお、近年の住宅開発により、人口及び世帯数は微増傾向にある。

6 土地利用

本市は概ね平坦であり、南部から西部にかけて平野が開けている。そのうち、砂押川の右岸と七北田川に挟まれた平野部は、水田を中心とする農地・集落地となっている。砂押川の左岸の平野部と塩竈市に隣接する下馬地区は丘陵地に連なる中心市街地となっており、河口付近で仙台湾に面する工業地帯となっている。市域の東北部を占める丘陵地は住宅地、東部丘陵地は陸上自衛隊駐屯地となっている。

7 道路の位置等

幹線道路は、国道45号が市域の中央を斜めに通り、交通中心軸となっている。また、仙台市街地、工業地帯、塩竈市を結ぶ4車線の都市計画道路八幡築港線が市域の南部を東西に横切り、市域の東端から北向して塩竈市に抜けており、国道45号のバイパスとしての役割を果たしている。

このように、本市の幹線道路網は仙台市、塩竈市方面とを結ぶ東西軸が強く、中央部を横切るJR仙石線の存在もあって、南北方向の道路網が弱い。

一方、これらと交差して三陸自動車道が南北に縦貫している。

8 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、北部にJR東北本線、中央部にJR仙石線が走っている。東北本線には陸前山王駅及び国府多賀城駅、仙石線には多賀城駅及び下馬駅があり、多賀城駅が市の玄関口となっている。

また、仙台臨海鉄道（貨物線）が東北本線の陸前山王駅から分岐して、砂押川沿いに市域の中央を斜めに横切って臨海コンビナートの仙台港駅に連絡しているほか、市域の北西端をJR利府線と東北新幹線がかすめている。

港湾は、市の南東部に位置し、仙台塩釜港仙台港区に含まれる新日本石油精製（株）仙台製油所構内に第六棧橋が所在する。

9 自衛隊施設等

自衛隊施設は、東部に陸上自衛隊多賀城駐屯地が所在し、第22普通科連隊及び第38普通科連隊等の各部隊のほか、東北補給処多賀城燃料支処が配置されている。

10 その他

(1) 石油コンビナート

本市の南東部、栄二丁目から栄四丁目までの各一部、大代一丁目及び大代六丁目の各一部が仙台地区石油コンビナート等特別防災区域に含まれ、特定事業所として新日本石油精製（株）仙台製油所及び東邦アセチレン（株）仙台事業所が所在している。

また、隣接する仙台市宮城野区港四丁目地内には、仙台市ガス局港工場及び全農エネルギー（株）仙台石油基地等の事業所、港五丁目地内には東北電力（株）新仙台火力発電所が所在している。

(2) 大学施設

本市の中央部に大学施設として、東北学院大学工学部が所在し、約2,000人の学生が在籍している。

11 国民保護措置を実施する上での課題

本市の地理的及び社会的特徴を整理すると、

市域が狭い中で可住地が多く、宅地開発や中高層住宅の立地により、人口密度が極めて高い。

土地利用として、南東部の仙台港背後地に工場地帯が形成されている。

危険性を内在する物質を有する施設として、南東部に石油コンビナートや可燃性ガス・石油貯蔵施設等が所在するほか、石油コンビナートに近接して火力発電所が所在する。

石油コンビナート等に近接する位置に、自衛隊施設として陸上自衛隊多賀城駐屯地が所在する。

ことに整理することができる。

以上の点から、本市において国民保護措置を実施する上での課題を整理すると、

攻撃目標となる可能性が高い施設が市の南東部に集中しており、地域住民をいかに安全かつ的確に避難誘導することができるか。

石油コンビナートや可燃性ガス貯蔵施設等が被害を受けた場合、その被害は広範囲に及ぶ可能性が高く、国民保護措置を実施すべき地域も広範囲に及び、措置期間及び住民の避難期間も長期に及ぶことが予想されること。

生活関連等施設及び産業基盤である工場地帯が被害を受けた場合、社会経済・産業活動に大きな支障が生じ、復旧に要する期間も長期に及ぶことが予想されること。

市街地に被害が及ぶ場合は、建物やライフラインへの被害に加え、人口密度が高いため、多大な人的被害も予想されること。

に整理することができる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県計画においては、以下に掲げる4類型が想定されている。

事態類型	想 定
1 着上陸侵攻	<p>(1) 事態の概要</p> <p>侵攻国が侵攻正面において、海上航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸させて、侵攻する事態である。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。</p> <p>なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>事前に準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>(1) 事態の概要</p> <p>ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃であり、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢</p>

	<p>機関への攻撃が行われるものがある。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事が緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要</p> <p>弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃であり、大量破壊兵器（核、生物、化学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難である。さらに、きわめて短時間で我が国に着弾することが予想され、爆弾の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>「NBC」とは、Nuclear（核）、Biological（生物：細菌など）、Chemical（化学：毒ガスなど）の略称</p> <p>(3) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
<p>4 航空攻撃</p>	<p>(1) 事態の概要</p>

重要施設の破壊などを目的として、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃である。

(2) 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) N B C 攻撃の想定

県計画において、特殊な対応が必要であるN B C 攻撃として、以下に掲げる兵器を用いた攻撃が想定されている。

種 別	想定される被害及び留意点
1 核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって 熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。</p> <p>残留放射線は、爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち 及び は、爆心地周辺において被害をもたらすが、 の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p>

	<p>放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
2 生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>
3 化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

事態例	想定
<p>1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 原子力発電所の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船への攻撃 ダムの破壊</p> <p>(2) 被害の概要 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ダムが破壊された場合の主な被害 ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</p>
<p>2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破</p> <p>(2) 被害の概要 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</p>
<p>3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p>	<p>(1) 事態例 ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>(2) 被害の概要 武力攻撃事態におけるNBC攻撃の場合と同様の被害である。</p>

<p>4 破壊の手段 として交通機 関等を用いた 攻撃等が行わ れる事態</p>	<p>(1) 事態例 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来</p> <p>(2) 被害の概要 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>
--	--